

建築物建築確認同意事務実施要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく建築許可等についての消防局長又は消防署長の同意（以下「同意」という）に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に用いる用語の定義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築主事等 建築主事又は特定行政庁若しくはその委任を受けた者をいう。
- (2) 指定確認検査機関 建基法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関（同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）
- (3) 確認申請書等 同意を要する建築物に関する計画書又は建基法第93条第4項に係る通知書等のことをいう。
- (4) 電算処理 確認申請書等の情報を消防情報支援システムで処理することをいう。

(同意の区分)

第3条 確認申請書等のうち消防局長が処理するものは次のとおりとする。

- (1) 次に該当する新築建築物又は建基法第87条の4に係る新設建築設備
 - ア 法第17条の2の5に規定する特定防火対象物
 - イ 特定防火対象物以外であって、延べ面積が500㎡以上のもの
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に係るもの

2 確認申請書等のうち消防署長が処理するものは前項に掲げるもの以外のもので、消防署長が管轄する区域内のものとする。

(確認申請書等の受付)

第4条 確認申請書等は消防局予防課において直接收受とする。ただし、指定確認検査機関については、郵送等（郵送以外にあつては信書便に限る。）の送付方法とすることができる。この場合の郵送等費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。

また、電子申請については、別の方法とすることができる。

- 2 受付時間は月曜日から金曜日（休日及び年末年始を除く。）の8時30分から17時15分までとする。なお、郵送等により受付時間外に到着したものについては、翌開庁日を受付日とする。
- 3 確認申請書等を収受した場合、消防局予防課において電算処理を行い、確認申請書等処理簿（様式第1号）を作成し消防署長が処理するものについては管轄の消防署長へ送付するものとする。
- 4 建基法第93条第4項の規定による通知（同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）を除く。以下「消防通知」という。）を受けた場合は、管轄の消防署長へ送付し、消防署において電算処理を行うものとする。

(同意の審査等)

第5条 消防局長又は消防署長は、確認申請書等を収受したときは、当該建築物の計画が関係法令の防火に関する規定に適合しているか否かを審査しなければならない。

2 同意は、法第7条第2項に規定する期間内とし、算定については次のとおりとする。

- (1) 起算日については、確認申請書等を受付けた日の翌日を第1日目とする。
- (2) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。

る。

(3) 同意期間中に図書等の不備がある場合は、通知した当日から図書の不備が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。

(4) 同意の審査は確認申請等同意審査表（様式第2号）により行うものとする。ただし、法第8条及び法第17条の規制対象外のものについては、省略することができる。

3 消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の同意を審査する場合は、無窓階又は無窓階以外の階の判定資料とするため、設計者等が算定した普通階・無窓階算定書（様式第3号）の添付を求めるものとする。なお、判定をするにあたり設計者等と整合を図ること。

（同意の処理）

第6条 消防局長又は消防署長は、前条の規定により同意する場合は、次により同意の処理を行うものとする。

(1) 同意をすることが適当であると認める場合は、電算処理を行い、同意をする旨の記載のある印（様式第4号）を確認申請書等の消防関係同意欄に押印し、建築主事等又は指定確認検査機関へ返付するものとする。消防用設備等の設置を要するものにあつては、消防関係法令通知書（様式第5号）を建築主等へ送付するものとする。なお、必要に応じて消防機関の判定を示した普通階・無窓階算定書（様式第3号）を添付すること。

(2) 不同意とすることが適当であると認める場合は、電算処理を行い、同意をすることができない旨の通知書（様式第6号）を添付して、建築主事等又は指定確認検査機関へ返付するものとする。

2 確認申請書等は消防局予防課において直接返付する。ただし、指定確認検査機関については、郵送等（郵送以外にあつては信書便に限る。）の送付方法とすることができる。この場合の郵送等費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。

また、電子申請については、別の方法とすることができる。

（計画通知の処理）

第7条 消防局長又は消防署長は、計画通知を受けた場合は、第5条第2項第4号及び同条第3項の規定を準用するものとする。

2 計画通知が消防関係法令に適合している場合は、電算処理を行い、消防用設備等の設置を要するものにあつては、消防関係法令通知書を建築主等へ送付するものとする。

（消防通知の処理）

第8条 消防署長は、消防通知を受けた場合は、第5条第2項第4号の規定を準用するものとする。

2 消防通知が消防関係法令に適合している場合は、電算処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。